

広域関東全体で訪日外国人旅行者を受け入れるための環境整備

課題	取組目標・概要	対応のポイント(改善、連携の具体的内容)	連携先(局内)	連携先(局外)
都内における貸切バス混雑緩和に向けた対応について	都内の銀座・秋葉原・新宿、浅草地区の観光バス混雑緩和に向けた取組を実施	○関東地方整備局・東京都・警視庁と連携して、都内の銀座・秋葉原・新宿、浅草地区の観光バス混雑緩和に向けた実証実験等を行うことにより地域の実情に応じた取組を実施。取組内容としては、「①ショットガン方式等による実証実験の実施」、「②道路空間の活用とショットガン方式等による実証実験」、「③乗降分離・予約システムの導入実験及び舟運を活用したP&R方式による実証実験の実施」などを検討していく。	・自交部 ・監査監査部 ・海振部	整備局 東京都 警視庁 千代田区・中央区・新宿区・台東区 地元自治会 バス事業者 旅行者
広域連携・広域観光周遊ルートの整備促進へ向けた対応について	関東広域連携及び広域観光周遊ルートの整備促進に向けた取組を実施	○関東観光広域連携組織の立ち上げ支援及び関東広域観光周遊ルートの策定の支援を行う。 ・関東観光広域連携組織の機能強化に関する支援を実施 昨年4月に発足した関東観光広域連携推進協議会が発足されたが、訪日外国人旅行者の更なる増加が見込まれることから、協議会の機能強化を図り、国の支援及び民間の活力を活用するため、国の機関がオブザーバーとなるキャンペーン協議会を改組した協議会が発足した。 ・広域観光周遊ルート形成促進事業に関する支援を実施 今年4月末に追加募集を開始した広域観光周遊ルート形成促進事業に、今年4月に発足し、運輸局がオブザーバーである関東観光広域連携推進協議会が、5月に申請を行った。認定された際には、プロモーション、受入環境整備等の事業を開始することから、運輸局は協議会と連携して事業を実施していく。 ・「TOKYO&AROUND TOKYO」ブランドの活用により都心部に集中する訪日外国人旅行者を関東周辺部への分散化を図る (外国人旅行者に訴求力高いホームページ、マップ、パンフの更新を図る。) デジタル・ジャパン地方連携事業を活用し、プロモーション、HP運営やマップ及びパンフの最適化を実施していく中で福島、新潟、長野を含めた関東の更なる認知度向上を促し、外国人旅行者に関東への来訪の動機づけを行っていく。 なお、組織の機能強化に係る支援(事務局的役割)は引き続き実施する。	・交政部 ・鉄道部 ・自交部 ・海振部	整備局 経産局 農政局 国税庁 自治体 JUNTO 旅行者 交通事業者 商業者
地場産品等の関東ブランド「Tokyo & Around Tokyo」に向けた対応について	関東の地場産品等の関東ブランド「TOKYO & AROUND TOKYOブランド」創出に向けた取組の実施	○外国人観光客に訴求する質の高い商品を「TOKYO & AROUND TOKYO ブランド」として認定し、当該商品やその生産現場、販売店舗等を海外に対してPRするとともに、訪日外国人に地元の商品を積極的に販売していくこととする意欲に溢れる生産者・販売者を強力に支援する。 ＜具体策＞「TOKYO & AROUND TOKYO ブランド」として認定し、ホームページ等による海外へのPRや販売促進につながる物産展等を実施する。	・交政部 ・鉄道部 ・自交部 ・海振部	農政局 国税庁 自治体 製造業者 商業者
タクシー事業の円滑化・効率化及び利用者利便性の向上	共通配車システムによる効率的な運行を図る。	○東京都特別区・武三交通圏にて開始したスマートフォン配車アプリ「スマホでタックン」を活用した共通配車事業を、平成28年1月末に多摩地区にも拡大。今後は東京都近隣地区にも拡大や拡充を図る。		タクシー事業者
羽田空港における深夜早期時間帯のアクセス強化を図る。	羽田空港における深夜早期時間帯のアクセス強化を図る。	・羽田空港の深夜早期時間帯の利用促進を図るべく、航空局等の関係者と連携し、深夜早期アクセスバスの強化を図る。 ・運行協議会を開催し、深夜早期アクセスバス運行のための支援を行う ・バス事業者の自立的な運行に向け、バス利用者の増加を図るべく、ポスター・フライヤーを作成し、広報活動を行う ・W16航空ダイヤ等の就航状況を踏まえ、深夜早期アクセスバスのダイヤを検討する	・観光部	航空局 空港会社 バス事業者
訪日外国人旅行者に対する更なる利便性の向上	訪日外国人旅行者の受入環境の整備を図る。	○東京タクシーセンター、神奈川タクシーセンターや千葉運輸支局で取り組んでいる「タクシー運転者外国人旅客接客研修」の充実を図る。 ○環境整備の推進を図るため羽田空港等における研修修了者優先レーンの拡充を図る。	・観光部	航空局 空港会社 タクシー事業者
東京における舟運の活性化	2020東京オリパラ開催に向け、東京の水辺空間と一体となって舟運を盛り上げる。	○2020東京オリパラ開催を見据え、又、観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015に基づき、東京の水辺空間と一体となって舟運を盛り上げるため、国、東京都、各自治体、学識経験者、運輸事業者、観光事業者、関係団体等が連携して、各協議会等が立ち上げられた。(船旅活性化協議会(海事局内航課)、水のまち東京における舟運活性化に関する関係者連絡会(海事局内航課・旅客課)、東京の交通戦略推進会議の水辺空間活用(舟運)WG(東京都)等)これら協議会等を通じて、舟運活性化の問題点、新規航路の開設に向けた試験運航、オリパラでの補完的代替輸送等について検討を行う。 ・都内における貸切バス混雑緩和に向けた対応として、浅草地区においてお台場・日の出地区へ舟運を活用した旅客輸送をおこなうことについて連携して取り組む。	・観光部	東京都 関係自治体 舟運事業者 観光事業者
「海の駅」を活用した地域創生事業	「海の駅」を活用した周辺地域の活性化	○自治体、関係団体等と連携して「海の駅」を周遊する海上交通と周辺地域の観光資源を結びつけた三浦半島「海の駅」巡りを実施し、参加者の意見や情報を収集し、旅行者等との連携も含め、商業ベースに乗る事業化の可能性や広域観光ルートとのつながりを検討していく。	・観光部	自治体 海運事業者 旅行者
地域における重点的・体系的なバリアフリー化の推進	バリアフリー法の整備目標等の着実な達成のため、基本構想の策定支援業務を実施する。	○各市区町村に対し、基本構想の策定を促すとともに、基本構想の策定後の特定事業の計画も作成するよう働きかける。また、各施設管理者が基本構想に沿った事業計画を着実に実施するよう働きかける。(東京オリンピック・パラリンピックを見据え、国内外の高齢者、障害者や観光客の移動を円滑にする目的。主要観光地の窓口となる、旅客施設(駅等)や交通機関など各施設のバリアフリー化。) ○バリアフリーネットワーク会議(本局、各支局)において統一テーマ(H28年度:無人駅の現状)を設け、障害者団体、施設管理者、自治体等と意見交換・情報共有を行い、基本構想の必要性を認識してもらう。	・観光部 ・自交部 ・鉄道部	自治体 交通事業者
心のバリアフリーの推進	「心のバリアフリー」社会を推進し、高齢者、障害者等が公共交通等を利用しやすくする。	○周囲の人が気遣い・配慮する「心のバリアフリー」を浸透させるため、当局・各支局にて開催している「バリアフリー教室」を引き続きおこなう。 ○基本構想協議会、当局が実施する基本構想セミナーやバリアフリーネットワーク会議などにおいても「心のバリアフリー」の重要性を説いていく。	・観光部 ・自交部 ・鉄道部	自治体 交通事業者
鉄道駅の更なる利便性改善	鉄道駅のバリアフリー化を推進するとともに、訪日外国人を含む利用者が広域移動を行う際の拠点駅における乗換等の不便解消等の利便性向上を図る。	○バリアフリー法に基づく基本方針の目標達成に向け、未達成となっている鉄道駅の段差解消等を図るための取り組みを促進する。 ○訪日外国人旅行者の受入環境整備をはじめ、鉄道駅利用者の移動円滑化に資する施設の整備等を支援する。 ○主要な拠点駅において、関係する自治体と駅及び駅周辺の関係者による課題の共有化及び連携を促す。課題に応じて、サイン掲示に関するルールづくり、統一的な案内サイン、多言語化等の乗換不便解消のための取り組みを促す。平成28年度については、重点検討駅(例えば、新横浜駅)を選定し、乗換不便解消に向けた検討を行う。	・観光部	自治体 鉄道事業者

広域関東全体で訪日外国人旅行者を受け入れるための環境整備

課題	取組目標・概要	対応のポイント(改善、連携の具体的内容)	連携先(局内)	連携先(局外)
<p>バリアフリー法の整備目標等の着実な実現</p>	<p>羽田・成田空港における高速バスのバリアフリー化を図る。</p>	<p>○羽田・成田空港における高速バスのバリアフリー化に向け、リフト付きバスの実証運行を行う。 ○羽田2ルート、成田1ルートにおいて、リフト付きバスの実証運行を行う ○停車スペースや停車可能時間の制約、乗車定員の減少や荷物室の減少に伴う対応、車椅子使用者の安全の確保(昇降時、段差解消等)、予約・バス停までの移動等の乗車方法、バス利用者の意見等を、バス事業者やターミナル会社等の関係者とともに検証し、本格運行に向けてそのとりまとめを行う</p>	<p>・交政部 ・観光部</p>	<p>航空局 ターミナル会社 空港会社 バス事業者</p>

超高齢社会に対応した地域公共交通の再編

課題	取組目標・概要	対応のポイント(改善、連携の具体的内容)	連携先(局内)	連携先(局外)
超高齢社会に対応した公共交通ネットワークへの再構築	2020年(平成32年)までに、東京圏外の全ての市町村において地域公共交通網形成計画が作成されることを目指して、「がんばる地域応援プロジェクト」を実施する。	○再編の具体的あり方は、その地域毎に多種多様であるが、公共交通が、住民の生活の足として、更には観光や商業の振興を図る上で重要なインフラであることから、以下に掲げるポイントが踏まえらるよう、自治体に促していく。 1)利用者(特に高齢者と高校生)ニーズの的確な把握及びニーズに即した柔軟なサービス提供 2)効率性の確保 3)住民の主体的参画の実現 4)まちづくりとの連携 5)交流人口の取込	・観光部 ・自交部	自治体 交通事業者 旅行者
公共交通を利用して主要な観光地にアクセスできる環境の整備	2020年(平成32年)までに、全ての主要な観光地について公共交通が整備されることを目指して、訪日外国人旅行者の受入環境の整備を図る。	○出発地(主要ターミナル駅)から観光地まで一貫した情報の入手が難しい現状を踏まえ、外国人にとって分かりやすい情報提供の実現を図るとともに、最寄駅から観光地までのフィーダー交通がない又は利便性が低い観光地についてフィーダー交通の整備・改善を図る。 このうち、情報提供については、比較的容易に実施することができ、かつ、公共交通が高度に発達した関東地方では高い効果が期待されることから先行して実施する。 フィーダー交通の整備・改善については、地域において自治体と事業者が協力して進めていく必要があることから、まずは意欲のある地域を支援し、先行事例の形成・集積を図り、横展開を図っていくこととする。	・観光部	自治体 交通事業者 旅行者
地域鉄道の活性化	地域住民の通勤・通学などの足であり、また、まちづくりと連動した地域経済の自立に必要な社会インフラである地域鉄道の活性化を図る。	○地域鉄道の活性化を推進するため、管内の地域鉄道事業者の経営状況、輸送動向、周辺環境等を分析・整理するとともに、活性化の取組に関するアンケート調査の実施等により需要拡大の可能性を検討する。さらに、「地域鉄道活性化重点プログラム(仮称)」として、対象とする地域鉄道を選定し、沿線自治体等の関係者と連携しつつ、集中的に検討し、必要な取り組みを実施する。 ○管内の地域鉄道事業者等による「地域鉄道活性化に関する研究会」を開催し、地域鉄道の再生・活性化に係る情報提供をはじめ、幅広い内容で事業者相互の意見交換を行うとともに、関係者の連携を図る。 ○地域鉄道の情報(イベント等)について、広く一般の方に発信する当局ホームページの地域鉄道活性化支援サイト『みりよくある関東の地方鉄道』の内容を充実する。 ○沿線の園児や児童を対象に、鉄道を安全に利用する方法を知ってもらうことや、地元の鉄道に親しみをもってもらうことを目的として、地域鉄道事業者等に「でんしゃ教室」を企画提案し、開催に係る協力・支援を行う。 ○「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」等により、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備等を支援する。	・観光部 ・交政部	自治体 鉄道事業者 旅行者
これまでにない新しい交通サービスの実現	これまで実施されていないサービスでも、地域のニーズに適合するサービスであれば、安全確保等に配慮しつつ、既存の事業の枠組みにとらわれず導入を図る	○自治体等から提案や要望のあるサービスについて、事業法との整合、ビジネスモデルのあり方、既存の事業者との調整など、実現に向けた検討を安全確保に十分配慮しつつ行う。 【例】 ○タクシーの活用 ・閑散時間帯における割引制度の導入 ・定期利用 ・旅行商品化 ○超小型モビリティの活用 ○自動運転技術(ロボットタクシー等)の活用	・観光部 ・自交部 ・技安部	自治体 タクシー事業者 旅行者 自動車メーカー
公共交通の維持・確保	事業用自動車の運転者の確保・育成に向けた取組を行う。	○地域の足を支える生活路線等の維持が困難となる事態が危惧されるため、若年層向けのPRや職業運転者の魅力発信等の取組を行う。 ・支局長による高等学校等への訪問活動 ・どらなびEXPOへの参画 など		交通事業者 学校等 コンサル

労働力不足に対応し国際競争力を強化するための物流効率化・高度化

課題	取組目標・概要	対応のポイント(改善、連携の具体的内容)	連携先(局内)	連携先(局外)
潜在的輸送能力等の発揮	物流の効率化・省力化	<ul style="list-style-type: none"> ○労働不足に対応した効率的な物流システムを構築 ・環状道路網、高速道路ネットワークの整備の活用した物流ネットワークの拠点高度化 ・荷主・物流事業者との連携・強力による施策の推進 ・物流・改正物流総合効率化法の適切な運用(荷主企業と物流事業者とのマッチングシステム作り、荷役予約システムの導入) ○京浜港の国際競争力強化のための広域集荷体制を構築 ・京浜港物流高度化推進協議会等を活用し検討、促進 ・高速道路網と結節したインランドデポの整備 ・オンドックレールの整備等貨物鉄道と港湾の結節強化 ・鉄道を活用したコンテナ国際・国内一貫輸送の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・自交部 ・海振部 	物流事業者 自治体
国際競争力の強化	京浜港の競争力強化に向けた物流の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ○トラック輸送の更なる効率化(No. 3へ) ○共同配送の促進 ・都市部の複合ビル等における共同輸配送の支援(候補地)さいたま新都心、大丸有・神田地区、川崎地区、渋谷地区他 ○物流事業者の労働力確保(No. 4へ) ○宅配便の再配達削減 ・東京圏の駅等において各社共通の宅配ボックス設置 ○都市物流における旅客鉄道の活用 ・旅客鉄道を使用した貨物輸送の試験実施 ○物流を考慮した建築物の普及 ・物流効率性向上に資する建築物の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・自交部 	物流事業者 自治体
トラック輸送における労働時間の改善	トラック運転者の総労働時間が長いという実態があることから、長時間労働の抑制を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○各都県に設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」において、これまでに実施した実態調査や議論等を踏まえ、事業者・ドライバー・荷主が連携し、長時間労働の原因分析・改善策の検討・実践・検証を行うパイロット事業を実施する。 【パイロット事業を実施する際の着眼点】 ・待ち時間の発生場所や原因を荷主と共同で検証し、削減を図る。(待ち時間) ・荷主と作業場での動線等を見直し、作業効率を上げて時間短縮を図る。(荷役作業時間)等 		物流事業者 荷主企業
トラック運転者の確保・育成への対応	トラック運転者の確保・育成に向けた取組を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・少子高齢化の進展により、トラック輸送を支える労働力の確保が重要課題であり、若年層向けのPRや職業運転者の魅力発信等の取組を行う。 ・トラック運送業に対する関心を持ってもらうための高等学校等の校長等への説明を行う。 ・本省の「トラガール促進プロジェクトサイト」を活用し、関東運輸局管内で活躍する女性ドライバーにインタビュー等を行い、トラックドライバーの魅力等の情報を発信する。 		物流事業者 学校等 ハローワーク
船員の確保・育成	内航船員の高齢化と将来の船員不足への対応策として、海事思想の普及・啓発活動を含め、多数の若年内航船員確保・育成に関する取組を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○若年内航船員確保・育成に関し、下記の取組を実施する。 ・昨年32社1団体の参加があった「めざせ！海技者セミナー IN TOKYO」について、42社1団体に拡大して開催 ・内航海運パネル展(日本丸、エスカル横浜) ・練習船「日本丸」、「海王丸」等の見送り見学会 ・若年船員就職促進懇話会 ・海上技術学校の生徒を対象とした内航海運業講演会 ・水産高校の生徒を対象とした船内安全体感研修 ・新たな取り組みとして、水産高校の生徒を対象とした就業体験(インターンシップ) ・出前講座の開催に向けて、HPの掲載だけでなく、広報チラシを作成し中学校への配布するなど、積極的にPRを実施 ・女性船員の懇談会(海の女子会) (他の海事思想普及行事との連携を図ることで、昨年より充実した内容を検討) ・ハローワークとの連携をさらに強化して、ハローワーク横浜が主催する就職面接会等に積極的に参加する 		物流事業者 学校等 ハローワーク
安定的な国際海上輸送の確保	安定的な国際海上輸送を確保するために必要な事務を円滑に執行する。	<ul style="list-style-type: none"> ○船舶運航事業者等から幅広い情報収集を行うとともに、他の地方局等との情報共有、連携を図ることにより、フラッグバック(外国船を日本籍船に転籍する)に係る事務(船舶検査及び船舶測定)及び準日本船(外国船のうち、日本籍船への速やかな転籍が可能であると認定された船舶)の認定に係る事務(船舶測定)を円滑に執行する。 ○日本船舶に外国人職員を配乗できるようにする外国人船員承認制度の導入を受け、大量に生じる承認証の交付事務を迅速かつ確実に処理する。 		船舶運航事業者

防災減災対策と事故防止対策の推進による安全安心の確保

課題	取組目標・概要	対応のポイント(改善、連携の具体的内容)	連携先(局内)	連携先(局外)
「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」(本省)のとりまとめを踏まえた対応	安全・安心な貸切バスの運行を実現するため、総合的な対策を実施する。	①貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化 ②法令違反の早期是正、不適格者の排除等 ③監査等の実効性の向上 等を中心に必要な施策を実施する。	・観光部 ・監査指導部 ・自交部 ・技安部	警察 バス事業者 旅行者
街頭監査を活用した貸切バスの運行実態の把握	ツアーバスを利用する国内外の利用者が安心して貸切バスに乗車できるよう警察等と連携して街頭監査を実施する。	○運行実態を把握し、安全確保の徹底を図る。○警察や施設管理者と調整を行い実効性のある街頭監査手法とする。	・観光部 ・自交部	警察 バス事業者 旅行者
貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価の実施	貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価を優先的に実施し、事業者における安全管理体制の構築、維持・改善を促進する。	○年間計画を掲げ貸切バス事業者に対して優先的に評価を実施する。 ○評価の際、安全情報などを周知する。	・安全防災・危機管理課 ・各支局	バス事業者
衝突被害軽減ブレーキやドライブレコーダー等の導入促進	事業用自動車の事故防止を図るため、衝突被害軽減ブレーキやドライブレコーダー等の導入促進を図る。	○自動車事故対策補助金を活用し、導入促進を図る。 平成27年度申請状況 ①先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援(723件) ②過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援(133件) ③デジタル式運行記録計等の導入に対する支援(533件) ④社内安全教育の実施に対する支援(10件) ・関係団体へ早期導入を働きかける。		事業用自動車関係団体 自動車運送事業者
事業用自動車の事故防止	事業用自動車交通事故削減目標を達成するため、事故防止の取組を推進する。 【事業用自動車交通事故削減目標】 ・10年間で死者数半減 ・10年間で人身事故数半減 ・飲酒運転ゼロ ・危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無	○「事業用自動車総合安全プラン2009」を踏まえ、関東地域事業用自動車安全対策会議において、目標達成のために講ずべき安全施策の策定、安全施策の進捗状況及び目標の達成状況の確認、新たな安全施策の検討を行う。 ・トラックについては、業界が行う「交差点事故防止に係る調査研究事業」を進めていく。 ・バスについては、業界が行う「ドライバーコンテスト」の開催に向けて検討を進める。 ・業態別の事故傾向を踏まえ、社会的影響が大きい事故、更なる対策が必要と思われる事故を選定し、事故調査・分析を行う。 また、自動車局から特別重要調査対象事故及び重要調査対象事故に選定された事故調査・分析を行う。	・自交部 ・監査指導部	警察 自動車運送事業者
不正改造車等の排除	街頭検査等により不正改造車を排除する。	○クルマ社会の安全安心を脅かす不正改造車を排除するため街頭検査を行う。 更に独立行政法人自動車技術総合機構と連携し不正改造が疑われる自動車について調査を行いその排除を図る。	・技術課 ・整備課	警察
事故発生時の対処方策の徹底	運送事業者等に対し、乗客の避難誘導を最優先させるなど、事故発生時の対処方策の徹底を図る。	○事故発生時における旅客の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況の点検を、夏季の輸送安全総点検及び年末年始の輸送等に関する安全総点検時の点検項目とし、当該事項について注意喚起を行い、運送事業者に対し徹底を図る。	・安全防災・危機管理課 ・自交部	自動車運送事業者
テロ対策の推進	運送事業者等に対し、国民生活の「安全・安心」の確保に万全を期すため、テロ対策を推進する。	○ゴールデンウィーク期及び夏期の多客期において、運送事業者等に対してテロ対策の徹底について通達し、注意喚起を行う。また夏季の輸送安全総点検及び年末年始の輸送等に関する安全総点検時においても、テロ防止のための取り組み状況の点検を点検項目とし、運送事業者等に対し徹底を図る。	・安全防災・危機管理課 ・自交部 ・海安部 ・各支局・事務所	警察 自動車運送事業者 海上保安庁 船舶運航事業者
監査の充実強化による船舶の航行安全の確保	監査の充実強化により、船舶の航行安全を確保する。	○監査等計画に基づく運航管理監査及び船員労務監査の目標件数を設定し、目標を達成するため、計画的に監査を実施する。とともに、併せて運航管理監査を実施する。事故や法令違反の発生時には速やかに特別監査等を実施し、事業者に対する違反の是正及び再発防止の指導を徹底する。また、海上交通監査計画に従い、各執行官の連携による効率的な監査を実施する。 ○各執行官等の連携により実施する夏季及び年末年始安全輸送総点検、小型船舶に対する安全パトロール等については、効果的かつ効率的に実施するため、海上交通監査計画を策定し、同計画に基づき実施する。 ○第三管区海上保安本部等関係機関との連携の強化を図る。 ○日本船舶に対する法定検査を着実に実施し、船舶の基準適合性の確保を図る。	・海振部 ・各支局・事務所	海上保安庁 船舶運航事業者
ボーステートコントロール(PSC)の確実な実施によるサブスタンダード船の排除	PSCを効果的に実施するために構築されたアジア太平洋地域における協力体制(東京MOU)に基づき、関東運輸局管内に入港する外国船の1,095隻以上に対してボーステートコントロール(PSC)を実施して、サブスタンダード船の排除に努める。	○港湾管理者からの入港情報、船舶の位置識別情報(AIS)の情報を活用し、東京MOUのデータベースを利用して、入港船舶のうちよりリスクの高い船舶を検査対象船舶を選定し、実施する。特にスクラップを積載する船舶からの火災の発生が多い事も考慮し重点的に実施する。また、東京MOUなどが主催する各種研修参加や海外の外国船舶監督官との技術交流を充実させ、外国船舶監督の質的向上と地域間の調和に取組む。	・各支局・事務所	港湾管理者 船舶運航事業者 船舶管理会社 船舶代理店
運輸安全マネジメント評価の実施による船舶安全管理の充実強化	事業規模に応じた手法を用い、運輸安全マネジメント制度の更なる浸透を図り、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の充実強化に努める。	○主要事業者・中規模事業者に対しては、一巡目の評価を実施しているが、前回評価以降の安全管理体制の見直し、改善の取り組みについて重点的に評価する。 ○小規模事業者に対しては、安全管理確認シートの活用、運輸安全マネジメント制度の周知啓発の要素を取り入れた運航労務監査等とおとして、本制度の一層の浸透・定着を図る。	・安全防災・危機管理課 ・各支局・事務所	船舶運航事業者
船員の資質の確保及び災害防止	船員の資質の確保を図るとともに、安全衛生面における労働環境の整備を通じて、船員に起因する海難を防止することに努める。	○船員の資質の確保のため、STCW条約に基づく海技試験や締約国資格受有承認等を実施して海技免状や締約国資格受有承認証の交付等を行う。 ○安全衛生管理体制の整備等を通じ船内の労務管理等の不備等に起因する海難を防止するため、船員災害防止基本計画及び同実施計画を確実に実施する。	・各支局・事務所	船舶運航事業者 管内船員災害防止協会支部等
自動車整備士の人材確保	自動車整備士の人材確保	○人材不足が懸念されている自動車整備の人材確保を目的とした支局長等による高校訪問を行うとともに、関係機関と連携し点検整備推進運動等において効果的なPRを行っていく。	・整備課 ・各支局	自動車整備事業者 学校等
大規模災害発生時における体制の構築	発災時に各職員がとるべき行動を整理して、実際に時系列に沿って各種訓練を実施するなどにより業務継続の体制を構築する。	○国土交通省業務継続計画等の見直しを踏まえた業務継続計画及び各種対応マニュアルを更新して、発災時に各課等が取り組む業務、参集してその業務にあたる職員などを整理する。(本局に参集できない場合等も想定。) ○業務継続計画等に基づき、各職員がとるべき行動を整理した上で、時系列に沿った各種訓練(安否確認訓練、非常参集訓練、災害対策本部設置訓練、情報伝達訓練、窓口来訪者の帰宅困難対応訓練等)を実施する。 ○訓練後、課題とされた事項について、必要に応じて改善を図るとともに、業務継続計画や各種マニュアルの見直しを行う。	・局内各部 ・各支局・事務所	

防災減災対策と事故防止対策の推進による安全安心の確保

課題	取組目標・概要	対応のポイント(改善、連携の具体的内容)	連携先(局内)	連携先(局外)
	鉄道事業者が代替輸送を確保できない場合に、関東運輸局が自治体からの要請を受けて、バス事業者等との調整を行う体制を構築する。	○「関東運輸局旅客代替輸送実施要綱」について、机上訓練を実施し、必要に応じて見直しを行う。	・局内各部	・地方整備局 ・警察 ・自治体 ・バス協会 ・鉄道事業者
TEC-FORCE隊員のスキルアップ	TEC-FORCEに指名されている職員が被災地に派遣された際、迅速かつ適確に支援できるよう、勉強会等によりスキルアップを図る。	○TEC-FORCE職員との勉強会を開催し、役割等の理解を深めるとともに、活動計画やハンドブック等の見直しについても検討する。 ○防災体験施設における体験学習を実施する。 ○内閣府が「有明の丘基幹的防災拠点施設」を活用して行う研修に積極的に参加する。	・局内各部 ・各支局	
鉄道の安全の確保・向上	鉄道運転事故の大半を占める人身障害事故や踏切障害事故の防止を図るとともに、首都直下地震等に備えた耐震対策や鉄道構造物の老朽化対策を推進する。 また、平成27年度、行政評価局から勧告があった鉄道施設の維持・管理について、保安監査等を通じて状況を確認し、必要な指導を行う。	○ホーム等における人身障害事故防止や踏切障害事故の防止のため、交通安全運動や輸送安全総点検を実施し、事業者の取り組み状況を確認し、必要な指導を行うなど、輸送の安全確保を図る。 ○鉄道事業者を一堂に会した会議の開催や事故事例などの情報展開などにより、鉄道運転事故の未然防止を図る。 ○平成27年度、行政評価局からの勧告を踏まえ、保安監査を通じて具体的な実施状況を確認し必要な指導を行うとともに、重大な事故等の発生に応じた機動的な保安監査の実施により、事故等の未然防止や再発防止に向けた措置状況を確認するなど、安全性の向上を図る。 ○首都直下地震等に備え、鉄道事業者が行う主要駅や高架橋等の耐震補強を支援するとともに、橋りょうやトンネル等の老朽化について、鉄道構造物の長寿命化に資する補強・改良を支援する。 ○大雪警報発令時などの際、駅における混乱を最小限とするため、旅客への情報提供のあり方などについて事業者と検討する。		鉄道事業者
津波避難体制の改善	管内の船舶運航事業者による旅客及び船舶の津波避難マニュアル作成の推進に努めるとともに、既に作成した事業者に対して、マニュアルに基づいた津波避難訓練を通じた内容の充実を促す。	○津波避難マニュアル作成の指導・啓発を行う。 ○マニュアル作成事業者に対しては、津波避難訓練を通じたマニュアル内容の充実を促す。		船舶運航事業者 海上保安庁